

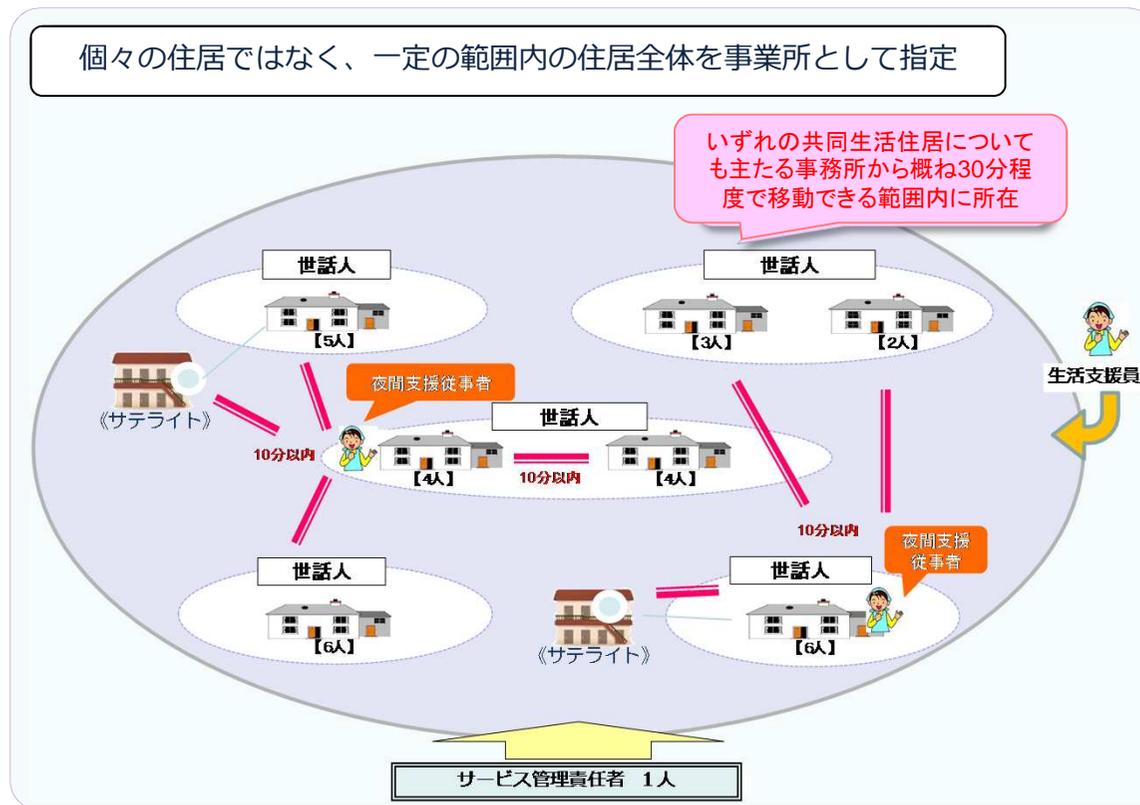
## (2) 人員配置基準に関する論点

- グループホームについては、一定の範囲内の住居全体を事業所として指定するため、人員配置基準についても、個々の住居ごとではなく事業所単位で適用している。  
このため、サテライト型住居を設置した場合であっても、特段の人員配置基準の上乗せは不要と考えるが、どうか。

## (3) 運営基準に関する論点

- サテライト型住居の入居者に対しては、共同生活援助計画に基づき、本体住居の従業員による定期的な巡回等により支援を行うことが考えられるが、どうか。
- この場合の「定期的な巡回等」とは、原則として毎日の訪問を想定しているが、訪問回数及び訪問時間等については、適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであることから、利用者の心身の状況等に応じて、訪問を行わない日を設けるなど柔軟な設定を可能とすべきと考えるが、どうか。

### (参考) グループホーム・ケアホームの事業所指定のイメージ



## (4) サテライト型住居の報酬設定に関する論点

- 人員配置基準の上乗せを行わないため、本体住居の基本報酬と同水準とすることが考えられるが、どうか。